

vol.4  
2025.9.29

# 吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

## 伝統的建造物群保存地区決定へ向けて

令和7年7月、2回の舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会を経て、吉原地区が伝統的建造物群保存地区としてふさわしい価値を有していると答申いただきました。

次のステップとして、吉原地区の舞鶴市伝統的建造物群保存地区都市計画決定に向けて、下記の通り準備を進めています。

8/28～9/11	公聴会(原案)の閲覧 <b>終了</b>
9月	公聴会 <b>原案閲覧で意見が無かったため中止</b>
9/30～10/14	都市計画(案)の縦覧
10/27	第55回舞鶴市都市計画審議会

10月27日の都市計画審議会にて吉原地区の伝建地区決定が採決された場合、令和8年度から吉原地区の伝統的建造物群保存地区としての運用が始まります。



まもなく開始する都市計画(案)の縦覧は舞鶴市役所都市計画課、西支所、加佐分室、中総合会館、南公民館で可能です。期間は9月30日(火)から10月14日(火)までです。

## 保存活用計画等策定にかかる意見交換会について

吉原地区が伝建地区として決定されたあと、吉原の町並みをどのように守り伝えていくのかを示す **吉原地区伝統的建造物群保存活用計画** を策定します。

保存活用計画は、今後の吉原のあり方を決める重要な計画です。また、**吉原地区伝統的建造物群保存運用指針**、**修景ガイドライン** も併せて策定します。

これらの計画等を策定するにあたり、吉原地区の皆さんのご意見を伺うべく、地域との意見交換会を行います(詳細は別途告知)。ご協力よろしくお願いいたします。

### 舞鶴市吉原地区伝統的建造物群保存活用計画

市が舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいて、保存地区内の保存と活用の具体的な内容を定める計画です。

### 吉原地区伝統的建造物群保存運用指針

上記保存活用計画のうち、「保存地区内における建造物および環境物件等の保存整備計画」において、基本的な考え方を記載したものであり、技術的な助言の性格を有するものです。

### 吉原伝統的建造物群保存地区修景ガイドライン

保存地区内で建築物などの修理や建て替えなどを行う場合に基づく必要のある3つの基準(「修理基準」「修景基準」「許可基準」)のうち、修景基準および修景基準細則の内容を詳しく掲載したものです。

#### ※※修景基準※※

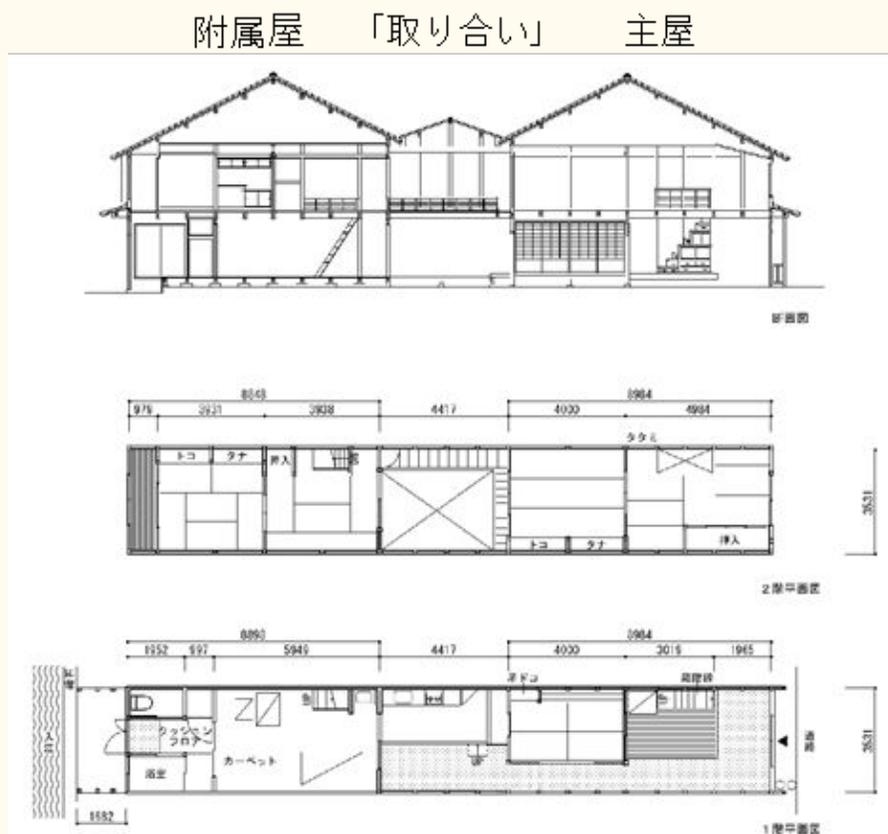
特定物件**以外**の建築物およびその他の工作物の新築、増築、改築又は移転や修繕、模様替え、もしくは色彩の変更などを行う場合に適用される基準で、吉原地区の歴史的風致に調和することを基本的な考え方とします。

## 伝統的建造物をお持ちの方へお願い

保存地区内の伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物のうち、所有者から同意を得た物件を**特定物件**と呼びます。伝統的建造物を特定物件へと指定することで、所有者の方の負担を減らし、大切な建物を守り続けることを図ります。

特定物件は、維持・修理への補助制度が利用可能になるほか、税制優遇措置などを受けられる場合がある一方で、建物の維持に対し一定の規制がかかるため、所有者の方の同意が必要です。

令和7年9月以降、舞鶴市職員が伝統的建造物所有者の皆さんへ直接お伺いし、特定物件についてご説明いたしますので、ご承知おきください。



▲吉原地区における伝統的建造物の例  
江戸時代から昭和時代初期までに建築された舟屋と厨子二階および本二階の一部のうち、伝統的な諸特性を維持していると認められる建物

発行者：舞鶴市文化振興課 TEL: 0773-66-1019 FAX: 0773-62-9891 MAIL: bunka@city.maizuru.lg.jp  
都市計画課 TEL: 0773-66-1048 FAX: 0773-62-9894 MAIL: tokei@city.maizuru.lg.jp  
発行日：令和7年9月29日(月)